

住宅改修 提出書類チェックリスト(事前審査申請用(工事着工前))

令和元年11月版

提出日: 年 月 日

被保険者氏名	生年月日	被保険者番号	要介護度	チェック担当者 ※担当ケアマネジャーに限る
				事業者名 氏 名
改修の内容	1. 手すりの取り付け 2. 段差の解消 3. 床材等の変更 4. 引き戸等への扉の取り替え 5. 洋式便器等への便器の取り替え 6. その他()			

チェック項目

①基本項目

- 介護認定を受けており、認定有効期間中である(申請中を含む)。
- 新築・増築ではない。
- 住宅改修を行う家屋は、現在居住している住所地であり、被保険者証に記載されている住所である。
- 申請者本人が在宅である(入院中または、入所中の期間は、支給申請対象外となる)。
- 工事内容が介護保険制度の給付対象であり、事前審査の書類(理由書)にその必要性について記載されている。
- 着工許可の連絡を受けた後に改修内容に変更があった場合は、速やかに市に申し出て指示を仰ぐ。また、必要があれば事前審査変更申請を提出する。
※事前審査と異なる改修を行った場合、住宅改修費は給付されません。

②居宅介護(介護予防)住宅改修事前審査(変更)申請書

- 申請者(被保険者)の氏名・住所が被保険者証に記載されているものと同一で、記載漏れがない。また、押印忘れない。
- 着工予定年月日は申請日の5開庁日以降を目安とすること。
- 申請内容を説明できる担当者の連絡先が記載されている。
- 申請書等について誤って記載した場合には、修正液や修正テープでの修正はせず、二重線をした上で、記載該当者の印鑑を押印し、訂正する(申請書等に押印されている印と同一の印でも可)。
- 申請者(被保険者)の印鑑は、事前審査申請(着工前)から支給申請(完了後)まで統一すること。
- 申請者(被保険者)または家族が自ら材料を購入し、住宅改修を行う場合は、材料費のみが支給対象となる(工賃は含まれない)。この場合、見積書は購入先の業者、または家族等が作成すること。また、材料を購入する前に事前審査申請の手続きが必要となる。

③理由書

- 被保険者の氏名・住所が被保険者証に記載されているものと一致している。
- 被保険者の身体状況や改修目的等が具体的に記載されている。
- 理由書は担当のケアマネジャー等が記載している。

④工事見積書(工事費内訳書) ※コピーでも可 ※任意様式

- 見積書の宛名は、申請者(被保険者)の氏名である。
- 見積書には日付及び事業所名、所在地、代表取締役名等の記載と押印がされている。コピーの場合は原本に押印されたものの写しである。
- 改修の種類・箇所ごとに、部位、内容(仕様)、単価、数量等を区分して記載している。
- 材料費、施工費、諸経費等が適切に区分されている。
- 見積書の計算が正しく合っている。
- 工事内容に介護保険対象外の項目が含まれている場合は、工事全体の見積書と保険給付の対象となる部分の見積書を提出する。

⑤改修前の写真 ※任意様式可

- 写真は、改修箇所ごとの写真で、A4用紙に貼付してある。
- 写真が複数枚ある場合は、家のどこの写真か明記してある。
- 写真は、カラー写真である。
- 撮影年月日が表示されている。

⑥平面図 ※任意様式

- 改修する箇所(位置)を図面上に分かりやすく記載している(できるだけ家屋の間取りが分かるもの)。

⑦住宅所有者の承諾書 ※共同名義であっても必要です。

- 申請者(被保険者)と所有者が同一家族の場合でも、押されている印鑑は別々である。
- 賃貸住宅の場合は、所有者(管理者)の署名・印鑑がされている。

⑧代理申請の委任状

- 提出が申請者以外の場合は添付する。

注意事項

1.平面図について

改修箇所は、カラーペンやマーカーで分かりやすく示してください。

平面図で被保険者の動線の確認をします。玄関外の改修などは出入り口から道路までの図面を提出してください。

浴室をユニットバスにする場合など、構造が大きく変わる場合には、改修前と改修予定の平面図を提出してください。

2.事前の写真について

手すりの取り付けの場合、取り付け位置にマーキングしたものを撮影してください。また、長さや高さも記載してください。段差解消の場合、改修予定箇所全体の写真と併せて、段差にメジャーなどをあて、メモリが読める状態の写真も添付してください。

3.理由書について

身体状況を記載し、住宅改修によって改善できること、予防できることを明記してください。

段差解消工事でかさ上げ、かさ下げが給付の対象となるのは、トイレや浴室などの狭い部屋のみとなります。それ以外の箇所でかさ上げ、かさ下げを行いたい場合には、スロープを設置することが不利になる理由を明記してください。

4.工事見積書(工事費内訳書)について

床材の変更の場合で、本人の動線以外の箇所も併せて工事する場合は、本人の動線となる箇所(幅1m)以外は給付の対象となりません。給付の対象となる部分を案分して計算し、見積書に記載してください。

5.住宅改修費について

住宅改修費の残高は残っているか確認をしてください(上限20万円)。不明の場合は委任状を市に提出することによってお知らせすることができます。

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日時点の要介護等状態から3段階(要支援2と要介護1は同段階の扱い)以上上がった場合、または、住宅改修費を支給した住宅から転居した場合、転居後の住宅については、再度、申請(上限20万円)が可能となります。

6.着工について

申請書類提出後、市からの着工許可の連絡を待ってから工事を行ってください。

7.一つの住宅に複数の被保険者が住んでいる場合

それぞれの被保険者ごとのアセスメントの結果、必要とされたものであれば申請を行うことは可能です。

8.新規申請中および退院(退所)前の事前審査申請について

介護認定申請中または、入院中や施設入所の方は、事前審査申請(着工前)は可能です。ただし、支給申請(完了後)ができるのは、認定結果が出てから、または退院・退所した後になります。(一時帰宅中の支給申請はできません)そのため、認定結果が「非該当」の場合や、退院、退所できない場合は、住宅改修費の支給を受けることができません。

9.改修内容の変更について

部材の変更等による、費用が同額または減額になる変更については軽微な変更となり、市への変更申請は必要ありません。支給申請(事後申請)に工事内容内訳書を添付して提出してください。

ただし、同じ部材を用いた改修であっても改修箇所や範囲の変更、事前審査申請時と異なる取り付け(例・手すりの位置を変える。スロープの幅を変える。)を行った場合には給付の対象外となります。

10.賃貸契約している住居の住宅改修について

賃貸契約をしている住居の住宅改修については、住宅所有者の承諾書以外に、賃貸契約書のコピーも必要となります。アパートや分譲マンション等の共用部分の改修については、被保険者の通常の生活領域で、所有者の承諾を得られれば給付の対象となります。動線の確認をしますので、市へ御連絡ください。